

予防接種

生後2か月をすぎたらワクチン接種を

問い合わせ【健康増進課】
☎22-0506

予防接種の内容に変更や追加があったときは、市のホームページや広報紙および公式SNSなどでお知らせします。

■ ワクチンの種類と接種間隔 ※令和2年10月から、注射生ワクチン間のみ接種してから27日以上あけることとしその他のワクチンについては制限がなくなりました

ワクチン種類	説明	接種可否	接種間隔
注射生ワクチン	生きた細菌やウイルスの毒性を弱めたもの 十分な抵抗力（免疫）ができるのに約1か月必要 麻しん風しん混合ワクチン・水痘ワクチン・BCGワクチン・おたふくかぜワクチンなど	27日未満：注射生ワクチンは接種不可 27日以上：注射生ワクチンを接種	27日以上の間隔をおかなければ、次の注射生ワクチンの接種を受けることはできません
経口生ワクチン	生きた細菌やウイルスの毒性を弱めたもの 十分な抵抗力（免疫）ができるのに約1か月必要 □タウウイルスワクチン	経口生・不活化ワクチンを接種可能	接種間隔に制限はありません 【経口生・不活化ワクチンを接種する場合】
不活化ワクチン	細菌やウイルスの毒性を完全になくしたもの 数回接種することで免疫ができるため、基礎免疫ができたあとに追加接種が必要 小児用肺炎球菌ワクチン・B型肝炎ワクチン・5種混合ワクチン・日本脳炎ワクチン・2種混合ワクチン・HPVワクチン・季節性インフルエンザワクチン など	次のワクチンを接種可能	接種間隔に制限はありません

※同じ種類のワクチンの接種を複数回受ける場合は、接種間隔の制限は従来どおりワクチンごとに決められた間隔を守る必要があります



■ 予防接種を受けるまでの流れ

- 生後2か月になる前に、定期予防接種の予診票綴りと冊子「予防接種と子どもの健康」が届きます。
- 医療機関に**予防接種の予約**をします。接種は全て医療機関での個別接種です。
- 「予防接種と子どもの健康」の冊子を読み、予診票を記入しましょう。
 - 予診票の表紙のシールにある「整理番号」を予診票の記載欄に記入してください。
 - 紛失や転入の際は、母子健康手帳を持参のうえ、窓口にお越しください。
- 接種当日は、保険資格が確認できるもの・予診票・母子健康手帳を必ず持参しましょう。

■ 接種場所・予防接種料金について

- 接種場所：以下の医師会に加入の医療機関（大学病院を除く）
茨城県医師会 ・ 小山地区医師会 ・ 芳賀郡市医師会
- 料金は原則無料です。
茨城県外の医療機関で受ける場合、**差額の自己負担**が生じることもあります。
- 接種対象年齢を過ぎると**全額自己負担（任意接種）**になりますのでご注意ください。
筑西市以外の市町村（県内に限る）で接種する場合は、茨城県医師会ホームページ (<https://www.ibaraki.med.or.jp>)、筑西市ホームページの協力医療機関一覧をご参照ください。

■ 予防接種時の注意点

大切なお子さんをワクチンで防げる病気から守るためには、接種時期になったら忘れずに予防接種を受けることが重要です。
かかりつけ医と相談のうえ、接種スケジュールを立てましょう。

- お子さんの体調の良い時に受けましょう。
- 予診票には保護者の自署が必要です。
祖父母など保護者以外の方がお子さんを連れて接種を受ける時は、保護者の「**予防接種委任状**」が必要となります。
- 接種後30分程度は、接種を受けた場所で様子を見るか、医師とすぐ連絡がとれるようにしておいてください。
(急な副反応が起こることもあります。)
- 接種後、生ワクチンで4週間、不活化ワクチンで1週間程度は副反応の出現に注意しましょう。
- 接種部位は清潔に保ちましょう。
入浴は差し支えありませんが、接種部位はこすらないようにしましょう。

定期予防接種一覧 予防接種法の改正により、ワクチンの種類や接種方法などが変更になることがあります。

ワクチンの種類		定期接種対象年齢	標準的な接種期間	回数	接種方法
ロタ	ロタリックス(1価)	生後6週0日後から24週0日後まで	初回接種を生後2か月から14週6日後までに開始	2回	1回目→2回目:27日以上あける
	ロタテック(5価)	生後6週0日後から32週0日後まで	※同一ワクチンで接種を完了してください ※ワクチンを吐き戻しても再接種の必要はありません	3回	1回目→2回目:27日以上あける 2回目→3回目:27日以上あける
B型肝炎		1歳未満	生後2か月から9か月未満	3回	1回目→2回目:27日以上あける 追加:1回目の接種から139日以上あけて1回(1回目の接種日から20週後の同じ曜日から接種可) ※母子感染予防のために健康保険で予防接種を受ける場合は、定期予防接種の対象になりません
小児肺炎球菌 <small>※接種回数・接種期間は、接種を開始する年齢によって異なります</small>		生後2か月から5歳未満	標準 初回1回目を生後2か月から7か月未満に開始	4回	初回:27日以上あけて3回 追加:3回目接種後60日以上あけて、1歳以上に1回 ※2回目および3回目の接種は2歳の前日までに行い、2歳を超えた場合は行わないこと(追加接種は可) 1歳を超えて2回目の接種を行った場合、3回目の接種は行わないこと(追加接種は可)
			初回1回目を生後7か月から1歳未満に開始	3回	初回:27日以上あけて2回 追加:2回目接種後60日以上あけて、1歳以上に1回 ※2回目の接種は2歳の前日までに行い、2歳を超えた場合は行わないこと(追加接種は可)
			初回1回目を1歳から2歳未満に開始	2回	60日以上あけて2回
			2歳以上5歳未満	1回	
5種混合 <small>(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・Hib)</small>		生後2か月から7歳6か月未満	【第1期初回】生後2か月から7か月未満 【第1期追加】初回接種(3回)終了後1年から1年6か月あける	4回	第1期初回:20日以上(標準的には20日から56日まで)あけて3回 第1期追加:3回目接種後6か月以上あけて1回
BCG		1歳未満	生後5か月から生後8か月未満	1回	
MR <small>(麻疹・風しん)</small>		第1期:1歳から2歳未満 第2期:年長相当児(令和2年4月2日から令和3年4月1日生まれ)		2回	第1期:1回 第2期:令和8年4月1日から令和9年3月31日までに1回
水痘		1歳から3歳未満	【1回目】1歳から1歳3か月未満 【2回目】1回目接種後6か月から1年あける	2回	1回目→2回目:3か月以上(標準的には6か月から1年)あける
日本脳炎		第1期 生後6か月から7歳6か月未満	【第1期初回】3歳から4歳 【第1期追加】4歳から5歳	3回	第1期初回:6日以上(標準的には6日から28日まで)あけて2回 第1期追加:2回目接種後6か月以上、標準的にはおおむね1年経過後に1回
		第2期 9歳から13歳未満	9歳から10歳	1回	
		特例 平成7年4月2日から平成19年4月1日生		上限4回	4回の接種を終了していない人は、20歳未満であれば残りの回数分を受けることができる
2種混合		11歳から13歳未満	11歳から12歳	1回	
HPV <small>(子宮頸がん予防) ※令和8年度より、接種するワクチンは、シールド9のみとなります</small>		小学6年生から 高校1年生相当の女子	中学1年生	2回 または 3回	1) 1回目接種日の年齢が15歳未満⇒2回接種【標準】1回目の6か月後に2回目 ※1回目と2回目の接種は少なくとも5か月以上あける (5か月未満である場合、2回目から3か月以上あけて3回目の接種が必要) 2) 1回目の接種日の年齢が15歳以上⇒3回接種【標準】1回目→2回目:2か月以上あける 3回目:1回目から6か月以上あける ※2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上、3回目は2回目から3か月以上あける

◆4種混合ワクチンの販売中止に伴い、令和6年4月以降、5種混合ワクチンを主に用いることになっています。単味のHibワクチンを用いる場合は以下のとおりです。

- 1) 初回1回目を生後2か月から7か月未満に開始: 初回: 27日(医師が必要と認めた場合は20日)から56日までの間隔をおいて3回、追加: 3回目接種後7か月以上(標準的には7か月から13か月あけて)1回
- 2) 初回1回目を生後7か月から1歳未満に開始: 初回: 27日(医師が必要と認めた場合は20日)から56日までの間隔をおいて2回、追加: 2回目接種後7か月以上(標準的には7か月から13か月)あけて1回
※2回目および3回目の接種は1歳の前日までに行い1歳を超えた場合は行わない。ただし、追加接種は可能: 初回の最後の接種後27日以上(医師が必要と認めた場合は20日)あけて1回行う
- 3) 1歳以上5歳未満: 1回

【同じワクチンによる接種完了が困難な場合】すでに接種されたHibワクチンの回数に関わらず、5種混合ワクチンにより接種を完了することとして差し支えないという方針が示され、5種混合ワクチンによる交互接種が可能になりました。

ワクチン	対象者	助成回数	助成期間	市の助成額	接種場所	持ちもの
RSウイルスワクチン	妊娠 28 週 0 日から 36 週 6 日までの妊婦	1 回	令和 8 年 4 月 1 日～	接種料金は原則無料		①保険資格が確認できるもの ②母子健康手帳 ③予診票
成人用肺炎球菌	①満 65 歳の人（対象者に通知が届きます） ② 60 歳以上 65 歳未満で障害者手帳（内部障害 1 級）をお持ちの人（健康増進課へお問い合わせください）	生涯 1 回 ※過去に、自費であっても接種を受けたことのある人は、助成の対象になりません	65 歳以上 66 歳未満	3,500 円	以下の医師会に加入の医療機関（大学病院を除く） ・茨城県医師会（筑西市を含む茨城県内の医療機関） ・小山地区医師会（小山市・下野市・上三川町・野木町） ・芳賀都市医師会（真岡市・益子町・芳賀町・市貝町・茂木町）	①保険資格が確認できるもの ②接種料金 ③障害者手帳（60 歳以上 65 歳未満で内部障害 1 級の人） ④生活保護受給証明書（生活保護を受給している人）
高齢者インフルエンザ	①満 65 歳以上の人（対象者に通知が届きます） ※助成期間中に 65 歳を迎える人は誕生日以降に接種してください ② 60 歳以上 65 歳未満で障害者手帳（内部障害 1 級）をお持ちの人（健康増進課へお問い合わせください） ※75歳以上の人は標準量ワクチンまたは高用量ワクチンが選択できます	1 回	令和 8 年 10 月 1 日～ 令和 9 年 1 月 31 日	・標準量ワクチン 2,000 円 ・高用量ワクチン 2,500 円		
新型コロナウイルスワクチン	①満 65 歳以上の人（対象者に通知が届きます） ※助成期間中に 65 歳を迎える人は誕生日以降に接種してください ② 60 歳以上 65 歳未満で障害者手帳（内部障害 1 級）をお持ちの人（健康増進課へお問い合わせください）	1 回	令和 8 年 10 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	5,000 円	※予防接種協力医療機関一覧表を参照ください。 また、一覧表に記載のない市外医療機関で接種を希望する場合は、 <u>接種日までに余裕をもって、健康増進課までお問い合わせください。</u>	
带状疱疹	① 65 歳以上の国で定められた対象者（対象者に通知が届きます） ②満 60 歳以上 65 歳未満の者であってヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人	生涯 1 回 ※接種回数 ・不活化ワクチン 2 回 ・生ワクチン 1 回	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	・不活化ワクチン 1 回 6,000 円 ・生ワクチン 1 回 3,000 円		

任意予防接種

ワクチン	対象者	助成回数	事前申請	助成期間	市の助成額	接種場所	持ちもの
おたふくかぜ	1 歳から小学校就学前の年度末日	生涯 1 回		令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	4,000 円	以下の医師会に加入の医療機関（大学病院を除く）	①保険資格が確認できるもの ②母子健康手帳 ③接種料金 ※予診票は医療機関のものを ご使用ください
小児インフルエンザ	6 か月から中学 3 年生 ※助成期間中に 6 か月を迎える人は、誕生日以降に接種してください	(助成期間内に) 6 か月から 13 歳未満は 2 回 13 歳以上は 1 回	不要	令和 8 年 10 月 1 日～ 令和 9 年 1 月 31 日	2,000 円	①真壁医師会（筑西市・桜川市・下妻市・八千代町） ②結城市医師会（結城市） ③つくば市医師会（つくば市・つくばみらい市） ④小山地区医師会（小山市・下野市・上三川町・野木町） ⑤芳賀都市医師会（真岡市・益子町・芳賀町・市貝町・茂木町）	
男性 HPV ワクチン (9 価)	小学 6 年生から高校 1 年生相当の男子	・ 2 回接種の場合 2 回まで ・ 3 回接種の場合 3 回まで (接種開始日の年齢により異なります)	不要	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	1 回 27,000 円		
带状疱疹	満 50 歳以上の定期接種対象以外の人	生涯 1 回 ※接種回数 ・不活化ワクチン 2 回 ・生ワクチン 1 回		令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	・不活化ワクチン 1 回 6,000 円 ・生ワクチン 1 回 3,000 円	※予防接種協力医療機関一覧表を参照ください。 また、一覧表に記載のない市外医療機関で接種を希望する場合は、 <u>接種日までに余裕をもって、健康増進課までお問い合わせください。</u>	①保険資格が確認できるもの ②接種料金 ※予診票は医療機関のものを ご使用ください
成人風しん	平成 2 年 4 月 1 日以前に生まれた人で国が予防接種を推奨する抗体価の人	生涯 1 回	要		・風しん 3,000 円 ・MR 混合 5,000 円		①保険資格が確認できるもの ②接種助成券（再交付はできません） ③接種料金 ④予診票

◆**骨髄移植患者等ワクチン再接種費用助成について**（骨髄移植などを受けて移植前の定期予防接種ワクチンの免疫が低下、または消失した人を対象に再接種（任意接種）費用を助成します）
※接種前に申請が必要です。詳細については、健康増進課までお問い合わせください。

